

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金 Q&A 集

【給付対象者】

Q1 給付対象となる小規模事業者の要件とはどのようなものか。

A1 「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」における小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下をご参照ください。

《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

《「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」における「従業員」について》

「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者となります。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q2 従業員数により小規模事業者かどうか判定するにあたり、自らの業種をどのように判定したら良いか。また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われるのか。

A2 以下、「第13回改訂（平成26年4月1日施行）」からどの業種に該当するのかがご確認ください。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で小規模事業者かどうかを判断します。

第13回改訂（平成26年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品貸貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品貸貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

※出展：中小企業庁 HP http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

Q3 フリーランスも対象か。また、会社員が副業している場合は対象となるのか。

A3 フリーランスの場合、個人事業主として所得税法に基づく開業届を税務署長に提出し、事業を営み、確定申告しているならば対象です。副業をして他から給与収入を得ているのみならば、対象外です。

【店舗等】

Q4 「店舗等」とは具体的に何を指すのか

A4 野洲市内の店舗、事務所、工場又は倉庫です。

【例】 市内に実店舗がなく、管理機能のみの事務所を置いているが、対象となるか。
→ 対象となります。

【例】 店舗等は自己所有だが、店舗等が立地している土地を賃借しているが対象となるか。
→ 対象となります。

【例】 資材置き場や駐車場の建物がない更地を借地しているが対象となるか。
→ 対象となりません。

Q5 店舗兼住居の場合は対象となるのか。

A5 市内に存在する店舗兼住居は、店舗等にあたります。

Q6 市内の異なる住所地に事務所と店舗がそれぞれ存在しているが、複数に分けての申請ができるのか。

A6 申請は、法人又は個人業者単位で認められるため、店舗等が複数あっても、申請及び受給できるのは、1事業者につき1回限りです。

Q7 同一の法人で複数の業種を営んでいる場合、業種毎の申請ができるのか。

A7 できません。別の法人が営んでいる場合は、それぞれが申請ができます。

Q8 フランチャイズの店舗は対象となるのか。

A8 本部とは別の法人・個人事業者が運営している場合は、対象となります。

【事業収入減少の計算】

Q9 複数店舗を営んでおり、1店舗のみが売上減少しているため、一部の店舗・部門のみの収入を比較してもよいか。

A9 事業収入全体で比較するため、一部の店舗・部門の収入をもって比較することはできません。

Q10 事業収入減少の計算、比較方法はどのようにすればよいか。

A10 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年1月から11月のうち、連続した3か月間の事業収入の合計額が、前年又は一昨年の同期間の事業収入の合計額と比較して30%以上減少しているかを計算して比較します。

●具体的には、状況に応じ、次の方法で比較します。

1. 令和2年は事業収入が一定あったが、感染症拡大の影響で令和3年において売上減少

→令和3年1～11月のうち、連続した3か月の事業収入を令和2年の同期間と比較する。

(例) 令和3年と令和2年の1月～3月の比較

比較月	令和3年		令和2年(前年)	
1月	1,500,000円		1,800,000円	
2月	1,400,000円		2,000,000円	
3月	1,000,000円		2,100,000円	
合計	A	3,900,000円	B	5,900,000円

減少額：B-A=2,000,000円

減少率： $\frac{B-A}{B} \times 100 = 33.89\%$

申請額 100,000円

上限

2. 令和2年に感染症拡大の影響で、事業収入が減っていて、現在も回復しない状況

→令和3年1～11月のうち連続した3か月の事業収入を令和元年の同期間と比較する。

(例) 令和3年と令和元年の2月～4月の比較

比較月	令和3年		令和元年(前々年)	
2月	2,100,000円		3,300,000円	
3月	2,000,000円		3,000,000円	
4月	1,800,000円		2,800,000円	
合計	A	5,900,000円	B	9,100,000円

減少額：B-A=3,200,000円

減少率： $\frac{B-A}{B} \times 100 = 35.16\%$

申請額 100,000円

上限

※前年の同期間の事業期間が3か月に満たない場合の取扱い

令和2年の年間事業収入を令和2年における開業後月数（開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす。）で割った額に3を掛けて算出した額を比較対象として30%以上減少したこと。

→(例) 令和2年10月開業

令和3年1～11月のうち連続した3か月の事業収入と令和2年10月～12月の3か月の事業収入を平均し、3を掛けて算出した額を比較する。

比較月	令和3年		令和2年(前年)		考え方
2月	1,100,000円		(平均) 2,200,000円		→令和2年10月～12月の売上から平均額を算出(平均額2,200,000円の例)
3月	1,000,000円		(平均) 2,200,000円		
4月	1,800,000円		(平均) 2,200,000円		
合計	A	3,900,000円	B	6,600,000円	

減少額：B-A=2,700,000円

減少率： $\frac{B-A}{B} \times 100 = 40.90\%$

申請額 100,000円

Q11 給付額はいくらか。どうやって計算するのか。

A11 給付額は100,000円、またはQ10.で算出したB-Aの額、つまり、連続した3か月間の事業収入の減少額のいずれか低い金額となります。

【添付書類】

Q12 市内に店舗、事務所、工場又は倉庫があることの確認ができる資料として、確定申告書以外にどのようなものがあるか。

A12 法人の登記事項証明書・個人の営業許可証・店舗の賃貸契約書の写し・決算書及び収支内訳書（確定申告書）等のコピーが該当します。なお、個人事業主については、市内に住民登録があることが確認できる資料（住民票の写し、運転免許証の写し等）が該当します。（確定申告書の写しで確認できれば、これらの資料は必要ありません。）

【申請手続き】

Q13 申請書の提出はどのようにすればよいか。

A13 申請書の提出は、郵送で行うことができます。また、市役所別館1階商工観光課窓口においても受付します。

Q14 代理人の名義で申請は可能なのか。

A14 申請は、法人代表者、個人事業者ともに、本人による申請となります。ただし、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をしていただくことは問題ありません。なお、給付金を偽った詐欺にはご注意ください。

Q15 提出期限はあるのか。

A15 提出期限は、令和3年12月17日(金)までです。郵送の場合、必着となります。

Q16 給付金の使い方に制限はあるのか。

A16 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q17 給付金は、課税対象となるのか。

A17 事業所得となるため、課税対象の給付金です。税務上は、給付金を含む収入から損金（個人事業者の場合は必要経費）を差し引いて、事業収支を計算することになります。

【給付金の支払い】

Q18 給付金はいつ支払われるのか。

A18 給付決定通知書を送付後、おおむね40日以内に指定口座へ振り込みます。なお、口座情報の記載誤り等、申請内容に不備がある場合は、40日以上の期間を要することになりますので、ご注意ください。